

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施要領

(趣旨)

第1 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の実施については、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するものほか、この要領に定めるところによる。

(事業計画)

第2 新築マンション支援に限り、事業の実施に当たっては、当該事業に係る実施年度における事業計画書を作成し、別に定める期日までに様式第1号により、知事に協議するものとする。

2 前項において事業計画を作成する際には、本事業の事業主体に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 事業計画書（別紙）

(2) その他知事が必要と認めるもの。

3 事業主体は、第1項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。

4 知事は、第1項の計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認められるときは、当該事業計画の承認を行うものとする。

(申請期間及び募集戸数)

第3 この事業に係る申請期間及び募集戸数は、別に定めるものとする。

(補助金交付に係る権利の承継の禁止)

第4 本事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の権利を他の者に承継（相続による承継を除く。）してはならない。

(事業の着手)

第5 事業の着手（主要構造部材の施工等）は、原則として要綱第4第3項に規定する補助金交付決定後に行うものとする。ただし、交付決定前に本事業に着手する場合（早期に着工する必要があって、県産材及び県産JAS製品又は優良みやぎ材の使用量を確認できる場合に限る。）は、交付決定前着手届（様式第2-1号又は2-2号）を知事に届けるものとする。

2 新築マンション支援に限り、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、様式第3号による事業着手報告書を知事宛てに提出するものとする。

(完了届)

第6 補助事業者は、当該事業の完了年度内に要綱第6の規定による実績報告書を提出できない場合は、様式第4-1号又は4-2号により完了届を速やかに知事に提出するものとする。

(確認調査及び現地調査)

第7 知事は、県産材の使用量等の事業内容について、新築住宅支援及びリフォーム支援においては様式第5-1号、新築マンション支援においては様式第5-2号により書類を審査（以下「確認調査」という。）し、必要に応じて行う現地調査により確認するものとする。

2 補助事業者、施工業者等は、前項の確認調査及び現地調査に協力しなければならない。

(事業の繰越し)

第8 補助事業者は、やむを得ない理由により当該年度内に補助事業が完了できないと判断した場合には、様式第6-1号又は6-2号により、事業の繰越しについて知事の承認を受けるものとする。

(宮城県産材の需要拡大に係る協力依頼)

第9 知事は、補助事業者、施工業者等に対し、アンケートの協力及び補助の対象となった住宅等を宮城県産材の需要拡大にかかる広報などに活用することについて、協力を依頼することができる。

2 補助事業者、施工業者等は、前項の依頼に協力しなければならない。

(その他)

第10 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 県産材利用エコ住宅普及促進事業実施要領（平成23年6月23日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。